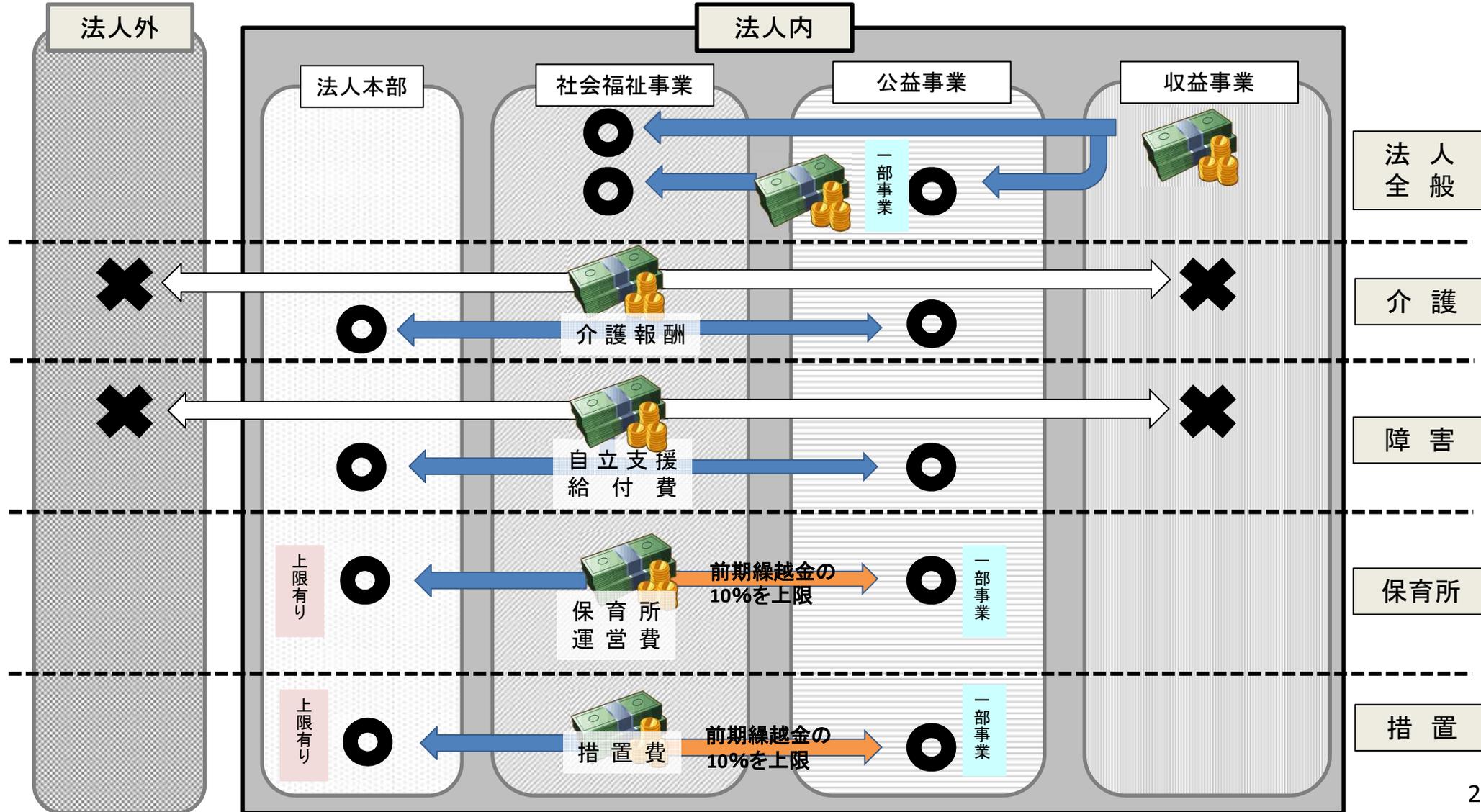


社会福祉法人における 収入・収益の取扱いの現状

社会福祉法人の収入・収益の取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。



(参考)

		一般会計(社会福祉事業+本部)					公益事業会計への繰入	収益事業会計への繰入	法人外支出	
		人件費・事業費・管理費各区分間の充当	施設整備等の借入の償還	積立金の積立	他の社会福祉事業への繰入	法人本部への繰入				[参考]前期末支払資金残高の使用が認められる範囲
利用契約	介護老人福祉施設(介護報酬)	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲(※9)									
利用契約	指定障害者支援施設(自立支援給付費)	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲(※9)									
選択利用	保育所(保育所運営費)	△ (※2【条件2】)	△ 民改費加算相当額を限度 (※3【条件3】) 運営費の3か月分を限度 (※4【条件4】)	△ ・人件費積立金 ・修繕積立金 ・備品等購入積立金(※2【条件2】) 上記に加えて、 ・保育所施設・整備積立金(※3【条件3】)(※8) ・人件費積立金 ・保育所施設・整備積立金(※4【条件4】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	①当該施設の運営費の補填 ②法人本部の運営費 ③社会福祉事業等 ④事業規模の小さい一体的公益事業及び介護保険法に定める居宅介護支援及び訪問入浴介護等	△ 保育所と一体的に運営される事業規模の小さい公益事業等(※7)	×	×
措置	措置施設(措置費)	○	△ 民改費加算相当額を限度 (※1【条件1】)	△ ・人件費積立金 ・施設整備等積立金 (※1【条件1】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	同上	△ 社会福祉施設と一体的に運営される事業規模の小さい公益事業等(※7)	×	×

○は使途に制限なし。△は限度額又は条件あり。×は不可。

- (※1【条件1】) 適正な法人・施設運営の確保等、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施
- (※2【条件2】) 適切な、施設運営・人件費運用・給食や日常生活・児童の処遇、役職員の資質の向上の取組を実施
- (※3【条件3】) 【条件2】の取組に加え、延長保育等の取組を実施
- (※4【条件4】) 【条件3】の取組に加え、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施(※5)
- (※5) 【条件4】を満たす場合、子育て支援事業への充当が可能

(※6) 前年度措置費及び保育所運営費収入の30%以下

(※7) 繰越金の10%を限度

(※8) 積立金は、当該年度分については民改費加算相当額を限度

(※9) 居宅サービスや、指定障害者支援施設等の事業への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で可

(※10) 社会福祉事業と一体的に実施している公益事業は、社会福祉事業会計と一体的に会計処理を行うことが認められている。

社会福祉法人全般

- ① 社会福祉法(以下、「法」という。)第26条に規定する収益事業の収益を充てることのできる公益事業(社会福祉法施行令第4条、平成14年厚生労働省告示第283号、平成19年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)
 - 社会福祉事業
 - 法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第9号までの事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人(政令で定めるものにあつては10人)に満たないもの[法第2条第4項第4号]
 - 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設経営事業
 - 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士養成施設経営事業
 - 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、老人保健福祉局計画課、児童家庭局企画課長連名通知)において例示している事業
- ② 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)により、公益事業又は収益事業により生じた剰余金又は収益の用途を限定
 - 公益事業における剰余金については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にのみ充当
 - 収益事業における収益については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当
- ③ 法人外への支出
 - 用途(充当先)を限定しているため、これまでの間、明文化はされていないが、公益事業から収益事業及び法人外への支出、収益事業から法人外への支出は禁止しているという取扱い

介護関係

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付厚生省老人保健福祉局長通知)により、介護報酬の用途制限は原則ないが、例外として、

- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等
- については充当を禁止

障害関係

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)により、自立支援医療費を除く自立支援給付費の用途制限は原則ないが、例外として、

- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等
- については充当を禁止

保育所関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日付厚生省児童家庭局長通知)により、当該年度の運営費については、使途範囲を限定しており原則資金の移動を制限

し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、

- 公益事業の運営に要する経費への繰り入れを当該施設の前年度繰越金の10%を上限
- 同一法人が設置する子育て支援事業を除く公益事業のうち小規模であって保育所運営と一体的な運営を行う事業及び介護保険法に規定する指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

について充当を容認

② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、これまで法人外への支出は認めていない

措置施設関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)により、当該年度の運営費等については使途範囲を限定し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、

- 公益事業への充当を当該施設の前年度繰越金の10%を上限
- 同一法人が運営する公益事業のうち小規模であって社会福祉施設運営と一体的な運営を行う事業及び介護保険法に規定する指定居宅サービス事業等の運営に要する経費について充当を容認

② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、これまで法人外への支出は認めていない